

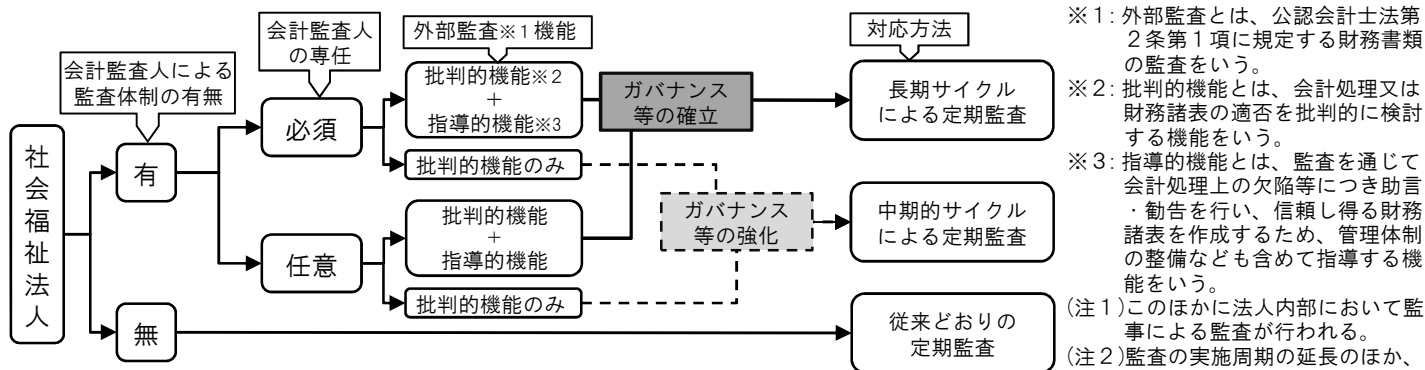


一定規模以上の社福法人に会計監査人の設置義務付けを検討 ～運営状況のチェック機能の強化を図る～

◆11月10日の社会保障審議会福祉部会で、厚労省は一定規模以上の社福法人に会計監査人設置を義務付けること等を提案しました。義務化対象とされる法人規模の基準は収益及び負債の額等によることとされ、大筋で合意が得られた模様です。今後規模要件等についての協議が進められることから、議論の推移に注目が集まります。

このほか地域代表や利用者代表の意見を聴く場として「運営協議会」の設置を可能とすることや、一定要件を満たす法人の定期監査実施周期の延長、監査項目の重点化等を提案しています。また所轄庁の指導監督について、立入検査など実効性のある検査を実施するための規定の整備も提案されています。(参考：厚労省HP/CBnews)

<会計監査人による監査体制の有無と行政による監査の実施周期(イメージ)>



※1: 外部監査とは、公認会計士法第2条第1項に規定する財務書類の監査をいう。

※2: 批判的機能とは、会計処理又は財務諸表の適否を批判的に検討する機能をいう。

※3: 指導的機能とは、監査を通じて会計処理上の欠陥等につき助言・勧告を行い、信頼し得る財務諸表を作成するため、管理体制の整備なども含めて指導する機能をいう。

(注1) このほか法人内部において監事による監査が行われる。

(注2) 監査の実施周期の延長のほか、行政による監査項目の重点化を予定。

認定こども園の公定価格加算分の割増検討 ～新制度移行による減収に対応～

◆10月24日、有村女性活躍相は記者会見で、認定こども園の一部が新制度での補助制度の変更に伴い減収となることについての対応方針を表明しました。減収する園の間では認定返上の動きもあり、認定こども園の普及や待機児童解消への妨げとならないようにすることが目的です。

当面の基本方針として、公定価格における

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合の施設長の人件費に係る経過措置
 - ・ 1号認定固有の加算項目に係る加算要件のあり方
 - ・ 定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方
- を早急な検討課題とし、具体的な対応案を来年度の予算編成過程で検討することとしています。また10月1日発出の内閣府の都道府県・指定都市・中核市あて事務連絡で、都道府県独自の財政支援についても継続・充実及びその方針の早期公表を要請しています。(参考：厚労省HP/福祉新聞)

<公定価格における認定こども園の職員配置の各種加算>

- 副校長・教頭(1人)加算
- 2・3号定員に係る加算
- 1号定員に係る加算
 - ・ 休日保育加算
 - ・ 学級編制調整加算
 - ・ 夜間保育加算
 - ・ 満3歳児対応教諭配置加算
 - その他
 - ・ チーム保育加配加算(※)
 - ・ 療育支援加算
- 地域子育て支援事業による職員配置の加算
 - ・ 一時預かり対応
 - ・ 延長保育対応

(※) チーム保育加配加算は定員規模に応じて加配人数の上限を設定(定員271人以上の場合4人)

第2回点検会合が開かれる ～来年10月の増税に賛否～

◆11月13日、予定通り来年10月に消費税率を10%に引き上げるかどうか判断する際の参考とするために、各界の代表などから意見を聞く政府の点検会合の2回目が開かれました。「消費税率を引き上げることを前提に経済対策も合わせて検討すべき」「社会保障を持続可能なものとするためにも消費税財源が必要」「4月から子ども・子育て支援新制度に消費税を充てる予定であり、遅らせると待機児童解消や保育士の賃上げ等が難しくなる」などの賛成意見のほか、「東日本大震災の被災地の再建はまだ途上であり、生活困窮者への支援の仕組みを作るのが先」「景気回復を実感できるまで増税は待つべき」といった先送りを求めるものなど、様々な意見が出されました。

点検会合は18日までにあと3回開かれる予定で得られた意見や7月～9月期GDP速報値を勘案して再増税の時期の最終判断がされます。

消費税引き上げによる増収分がさまざまな社会保障の充実にも充てられることとなっており、政府の判断に注目が集まります。

(参考：NHKニュースウェブ/日本経済新聞)

<消費税引き上げによる増収分で行われる
社会保障の充実>

- 子ども・子育て支援 0.7兆円程度
- 医療・介護 1.5兆円程度
- 年金 0.6兆円程度